

令和6年度 中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所 公共工事契約状況

令和7年4月16日

分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
伊那谷総合治山事業所 中嶋 章

工事名	施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
小渋川治山事業所2号宿舎ほか解体工事	長野県下伊那郡松川町元大島3757-1		解体工事	建物解体45.9m2	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約 年 月 日	契約相手方の商号又は名称及び住所		
3,156,000 円	- 円	令和7年2月19日	大協建設株式会社 長野県下伊那郡大鹿村鹿塩411		
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期			
2,450,000 円	令和7年2月	令和7年3月			

備考

- 1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 2 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別添「競争参加資格確認結果書」のとおり
- 3 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別添「入札執行調書」のとおり
- 4 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別添「積算内訳書」のとおり
- 5 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合
○第1回契約変更
・変更契約年月日: 令和7年3月25日
・変更後の契約金額(税抜き) 2,550,000円
・変更の理由: 新規工種の設定および最終出来形確認により数量が確定したため、変更契約を行った。

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 7 年 1 月 23 日

分任支出負担行為担当官

中部森林管理局

伊那谷総合治山事業所長 山田 茂樹

1 工事概要

- (1) 工 事 名 小渋川治山事業所松川第 2 号宿舎ほか解体工事
- (2) 工事場所 長野県下伊那郡松川町元大島 3757-1
- (3) 工事内容 小渋川治山事業所松川第 2 号宿舎及び附属施設等の解体を行うものである。
(詳細は、仕様書及び工事内訳書のとおり)
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 28 日まで
- (5) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 5・6 年度中部森林管理局競争参加有資格者名簿「建設工事」の業種区分「土木一式工事」又は「建築一式工事」若しくはその他「解体」の一般競争参加資格の認定を受けている者であって「D 等級」以上の者であること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成 21 年度から令和 5 年度までの間に、元請けとして以下に示す同種の工事を実施した実績

を有すること（共同事業体としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、総合治山事業所長及び治山センター所長（以下、「森林管理局長等」という。）が発注した工事に係る実績である場合であっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3の規定する工事成績評定表の評価点合計（以下「評定点」という。）65点未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建築物解体工事

- (5) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者で、次に挙げる基準を満たす資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

ア 2級土木施工管理技士（土木）若しくは2級建築管理技士（建築又は躯体）以上又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、詳細については、入札説明書による。

イ 平成21年度から令和5年度の間に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評価点が65点未満であるものを除く。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に3ヶ月以上継続してあること。

オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからウのいずれかの資格及びエの要件を満たしていること。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）及び「物品の製造契約、物品購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成10年1月14日付け9林野政第890号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 森林管理局長等が発注した工事等で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年度間に完成・引き渡しされた工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均点が65点以上であること。

- (8) 上記1.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が長野県に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が長野県内であること。

- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法昭和(49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 請負事業体における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものを含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 申請書等の提出

本競争入札の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和 7 年 1 月 24 日から令和 7 年 2 月 6 日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。)

イ 提出場所：〒395-0001 長野県飯田市座光寺 5152-1
中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所 経理担当
IP 電話 050-3160-6075

ウ 提出方法：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は FAX によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合はイの場所に持参すること。

(3) 申請書等は入札説明書に基づき作成すること。

(4) 上記(2)アに規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格が無いと認められた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局 上記 3 (2) のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステムから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により紙入札方式により入札を予定している者等には下記ア～ウにより交付する。

ア 交付期間：令和 7 年 1 月 24 日から開札日の前日まで(休日を除く。)の

9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

イ 交付場所：〒395-0001 長野県飯田市座光寺 5152-1

中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所 経理担当

IP 電話 050-3160-6075

ウ 交付方法：電子データにて交付するので、空の CD-R メディアを持参すること。

なお、交付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札方式で行う場合は、入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

なお、以下の日時を変更する場合は、電子入札システム又は競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和 7 年 2 月 14 日(金) 9 時 10 分とする。

イ 紙入札により持参する場合は、令和 7 年 2 月 14 日(金) 9 時 40 分までに中部森林管理局伊那谷総合治山事業所入札室に持参すること。

ウ 開札は、令和 7 年 2 月 14 日(金) 9 時 40 分に中部森林管理局伊那谷総合治山事業所入札室にて行う。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 現金納付に限る。(納付場所：中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証(取扱官庁 中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所)。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の主任技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定の主任技術者の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否： 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (2) のイに同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本案件は、申請書等の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政第 269 号林野庁長官通知)による。

6 関連資料

(1) 入札説明書

(2) 工事請負契約書(案)

(3) 工事内訳書

(4) 解体工事仕様書等

(5) 競争参加資格確認申請書(様式)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局ホームページ

(http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html)

発注者綱紀保持をご覧下さい。

農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

競争参加資格確認結果通知書

- 1 工 事 名 小渋川治山事業所松川2号宿舎ほか解体工事
- 2 所属事務所 中部森林管理局 伊那谷総合治山事業所
- 3 入札公告日 令和7年1月23日
- 4 競争参加資格確認結果通知期限 令和6年2月7日

[illegible]

入札執行調書

工事名:小渋川治山事業所松川第2号宿舍ほか解体工事

入札者の商号又は名称	第一回入札		第二回入札		備考
	金額	順位	金額	順位	
大協建設(株)	2,450,000	1			落札
(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。					

入札執行年月日:令和7年2月14日

入札書比較価格(税抜き) 3,156,000

予定価格(税込み) 3,471,600

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官 農林水産技官 山田 茂樹

立会職員 農林水産事務官 大脇 皓介

確認職員 農林水産技官 宗廣 克徳

積算内訳書

工 事 名 伊那谷総合治山事業所 小渋川治山事業所 松川第2号宿舎ほか解体工事

工 事 場 所 長野県 下伊那郡 松川町 元大島 3757-1

令和6年度

森林管理局

森林管理署等名
(事務所名等)

中部森林管理局

伊那谷総合治山事業所
(小渋川治山事業所)

工事名:伊那谷総合治山事業所 小渋川治山事業所 松川第2号宿舎ほか解体工事

工事場所:長野県 下伊那郡 松川町 元大島 3757-1

工 種	摘 要	数 量	単 位	金 額	備考
直接工事費					
小渋川治山事業所 松川第2号宿舎 ほか解体工事		1	式	2,224,000	
直接工事費計				2,224,000	
共通費					
共通仮設費		1	式	71,000	
現場管理費		1	式	397,000	
一般管理費等		1	式	464,000	
共通費計				932,000	
工事価格				3,156,000	
消費税相当額		10	%	315,600	
総合計（工事費）				3,471,600	

直接工事費 種目別内訳書

番 号	名 称	仕様・摘要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	小渋川治山事業所 松川第2号宿舎ほか解体工事						
A-1	解体作業費		1	式	759,000	759,000	
A-2	産廃処理費		1	式	851,000	851,000	
A-3	産廃運搬費		1	式	184,000	184,000	
A-4	仮設費		1	式	430,000	430,000	
	計					2,224,000	